

# 公 示

九州大学（医病）別府病院改修（建築・電気設備・機械設備）その他工事に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請について

標記について、下記要領により特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の一般競争参加資格審査を受け付けることとしたので、希望者は申請されたく、公示する。

令和6年3月21日

国立大学法人九州大学  
総長 石橋達朗

## 記

1. 工事名 九州大学（医病）別府病院改修（建築・電気設備・機械設備）その他工事
2. 工事場所 大分県別府市鶴見字鶴見原4546 九州大学構内
3. 工事概要 別府病院（既存病院）（RC5, 延床面積9,294㎡, 改修面積6,788㎡）の改修（建築・電気設備・機械設備）工事、温浴施設棟（RC1, 延床面積112㎡）廃棄物保管庫（RC1, 延床面積30㎡）の新営（建築・電気設備・機械設備）工事、既存建物5棟（とりこわし合計延床面積4,831㎡）のとりこわし及び支障配線・配管等の撤去等工事
4. 工期 令和8年3月31日（火）まで
5. 特定JV競争参加資格審査申請書及び作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法
  - (1) 交付期間 令和6年3月21日（木）から令和6年4月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）。
  - (2) 交付場所 〒819-0395  
福岡県福岡市西区元岡744  
国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係  
電話番号092-802-2045・2046
  - (3) 交付方法
    - ①令和6年3月21日（木）から令和6年4月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）、電子メールにより交付する。  
申請書及び作成要領を希望する者は、下記の交付用電子メールアドレスに会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、FAX番号等）を明記し、申し込むこと。  
kouji-1@jimu.kyushu-u.ac.jp
    - ②申請書及び作成要領の交付にあたっては無料とする。
    - ③申請書及び作成要領を申し込む際の電子メールの件名は、【特定JV申請書等申込】「九州大学（医病）別府病院改修（建築・電気設備・機械設備）その他工事」（会社名称）とすること。
    - ④電子メールによる申し込み受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。
6. 特定JV競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
  - (1) 提出期間 令和6年3月21日（木）から令和6年4月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）。

- (2) 提出場所 〒 8 1 9 - 0 3 9 5  
福岡県福岡市西区元岡 7 4 4  
国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係  
電話番号 0 9 2 - 8 0 2 - 2 0 4 5 ・ 2 0 4 6
- (3) 提出方法 上記の場所へ持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る）すること。

#### 7. 特定 J V の構成員の数及び資格要件等

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている 3 社以内により構成される特定建設工事共同企業体（J V）（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあつては、競争参加資格の確認までに、総長から、「九州大学（医病）別府病院改修（建築・電気設備・機械設備）その他工事」に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第 5 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- (3) 文部科学省における令和 5 ・ 6 年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成 1 3 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が、1, 2 0 0 点以上であること。共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、上記同様の建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、9 0 0 点以上であること、又は電気工事の一般競争参加者の資格を有し、8 2 0 点以上であること、又は管工事の一般競争参加者の資格を有し、8 2 0 点以上であること。  
なお、当該競争参加資格については、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室の申請受付窓口において随時受け付けている。
- (4) 平成 1 6 年度（過去 2 0 年度）以降に、元請けとして完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。）。
- ① 単体又は共同企業体の代表者  
R C 造又は S R C 造又は S 造で、地上 2 階建て以上、かつ延べ床面積 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の病院の新営又は改修工事（建物用途が管理部門のみの実績は除く。）。
- ② 共同企業体の代表者以外の構成員  
（上記 7（3）が建築一式工事の場合）  
R C 造又は S R C 造又は S 造で、地上 1 階建て以上、かつ延べ床面積 1, 5 0 0 m<sup>2</sup>以上の病院の新営又は改修工事（建物用途が管理部門のみの実績は除く。）。  
（上記 7（3）が電気工事の場合）  
R C 造又は S R C 造又は S 造で、地上 1 階建て以上、かつ延べ床面積 1, 5 0 0 m<sup>2</sup>以上の病院の新営又は改修で電気設備工事（建物用途が管理部門のみの実績は除く。）。  
（上記 7（3）が管工事の場合）  
R C 造又は S R C 造又は S 造で、地上 1 階建て以上、かつ延べ床面積 1, 5 0 0 m<sup>2</sup>以上の病院の新営又は改修で機械設備工事（建物用途が管理部門のみの実績は除く。）。
- (5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- (6) 共同企業体での参加の場合の構成員数は、3社以内とすること。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
- (10) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。
- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ・ 1級建築士
  - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成16年度（過去20年度）以降に、元請として完成・引渡し完了した上記7（4）①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。）
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (11) 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、建設業法に基づく国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。
- (12) 文部科学省又は総長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
- (13) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 令和4年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例を有する者でないこと。

## 8. 資格審査

提出された書類に基づき審査を行い、資格の等級等を決定する。

## 9. 資格認定の通知

総長から、一般競争参加資格認定通知書により、資格認定の通知を行う。

## 10. 資格の有効期間

認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

## 11. その他

- (1) 企業体の名称は、「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とすること。
- (2) 同一の者が2社以上の共同企業体の構成員となつて申請することはできない。